

甲斐市告示第139号

令和2年4月24日に受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく、（仮称）甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業の賛否を問う住民投票条例の制定の請求について、甲斐市議会に付議した結果を、地方自治法第74条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月15日

甲斐市長 保坂 武



- 1 提出議案名 （仮称）甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業の賛否を問う住民投票条例の制定の件
- 2 付議年月日 令和2年5月11日
- 3 議決年月日 令和2年5月14日
- 4 審議の結果 否決